

MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2024 年 11 月号(第 225 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ 特 集

◆ 変容するベトナムと中国の貿易構造—産業間特化から産業内特化へ—(前編)

専修大学 商学部

教授 池部亮 1

■ 経 済

◆ 政府は定年年齢の段階的引き上げを決定

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 調査部

副主任研究員 丸山健太 7

■ 税務・会計

◆ 中国納税信用評価制度及びその運用について

KPMG 中国 日系企業サービス

税務パートナー 徐潔 10

■ 法 務

◆ 中国改正会社法の施行に伴う会社登録資本登記管理制度の最新要点

金杜法律事務所 パートナー弁護士

中国政法大学大学院 特任教授 劉新宇 17

■ 法令・政策

◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザリー事業部

シニアアドバイザー 池上隆介 20

■ 人民元レポート

◆ 米大統領選を前に守りを固める当局

三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ

アナリスト 横尾明彦 23

■ 主要経済指標

◆ 主要経済指標の推移

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部 28

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

世界が進むチカラになる。

三菱UFJ銀行



特 集

変容するベトナムと中国の貿易構造—産業間特化から産業内特化へ—(前編)

専修大学

商学部

教授 池部亮

ベトナムと中国の貿易

2023 年のベトナムの対中貿易額は 1,700 億ドルに達し、2018 年以降、中国はベトナムにとって最大の貿易相手国となっている。一方、中国にとっても対ベトナム貿易額は大きく、2023 年の貿易額は米国、日本、韓国、ロシアに次ぐ第 5 位となった¹。

越中関係が正常化した 1991 年末以降、政治経済分野で友好関係が進み、越中間の貿易額も拡大を続けた。2010 年頃までの越中貿易構造の特徴について、Ning Zhang [2012] は、90%以上を原油、石油製品、繊維、鉄鋼が占める単一的な構造であると同時に、ベトナム貿易に参加する中国側の地理的範囲は南西部に限定されていると指摘した。このように越中貿易構造は長い間、ベトナムからは未加工の一次産品を輸出し、中国からは加工品を輸入する産業間特化がその特徴とされてきた。

また、ベトナム側は対中貿易では恒常的な貿易赤字を抱えている。国際通貨基金 (IMF) の Direction of Trade Statistics (DOTS) によると、2000 年の二国間貿易額は約 29.4 億ドルで、ベトナムが 1.4 億ドルの黒字であったが、2001 年以降はベトナムが貿易赤字となっており、2022 年のベトナムの対中貿易赤字は 592.4 億ドルにまで膨らんだ。2022 年のベトナムの対世界貿易では 133.9 億ドルの黒字であったことから、対中貿易の大幅な赤字改善がベトナムにとって喫緊の課題であることが推察できる。

本稿では、現在の越中間貿易の来歴を概観し、初期の産業間特化構造から、近年では工業製品を相互にやり取りする産業内特化へと変化したことを確認する。具体的には、1990 年代から現在までのベトナムと中国との貿易財の属性変化を考察し、その変化の背景にどのようなことが考えられるのかをみていく。そして、越中貿易からみえてくるベトナム経済や産業の課題と展望を試論し、結びとしたい。

越中間貿易拡大の背景

ベトナムにとって中国は陸上で国境を共有する北方の大国であり、紀元前から交流の歴史を有する。両国の関係は近代において途絶した時期があったが、平時には国境貿易を中心に活発な経済交流が行われてきた。現在、地理的な条件から、越中貿易では航空輸送、海上輸送のほか陸上輸送も利用できる良好な物流環境を有している。越中貿易額に占める鉄道と道路を使用した陸上国境貿易額は 25-26%を占めるとされる (Dr.Nguyen Hoang Tien, Nguyen Thanh Hung, Nguyen Thanh Vu, Dr.Bui Xuan Bien [2020])。

¹ Vietnam now China's top ASEAN trading partner, Vietnam Investment Review, 8 Apr. 2024, <https://vir.com.vn/vietnam-now-chinas-top-asean-trading-partner-110200.html> (2024 年 7 月 8 日閲覧)。

伝統的貿易理論に輸送費の概念を加えた重力モデル（グラビティ・モデル）が説明するように、二国間の貿易額は距離に反比例し、経済規模に正比例する。すなわち、二国間の距離が近ければ近いほど貿易額は増加し、それぞれの経済規模（内需）が大きくなればなるほど貿易額が増加するというものである。1990 年代以降、ベトナムと中国は改革開放政策を本格化させ、経済規模を拡大させてきた。IMF の World Economic Outlook（WEO）によれば、2000 年代の平均経済成長率は中国が 10.3%、ベトナムが 6.9%となり、人口も 1990 年から 2010 年の期間、中国が 17.3%、ベトナムは 30.3%増となった。このように地理的に隣接する越中両国の経済規模が拡大することによって、二国間貿易額も増加してきた。また、越中両国が世界貿易機関（WTO）に加盟し、特にベトナムにおいてはさまざまな国・地域との間で自由貿易協定（FTA）も締結され、越中貿易はお互いの内需だけでなく、外需をも取り込む形で拡大したといえる。両国は、グローバルサプライチェーン（GSC）の重要な一部を担う生産地となったことで、部品や完成品の貿易も拡大し、水平的な分業構造（産業内特化）へと変化してきたと考えられる。

対中貿易の年代ごとの特徴

越中間貿易額がこの 30 年間で約 60 倍にも拡大したため、ベトナムの対中貿易額と貿易収支の推移を 1990 年代、2000 年代、2010 年代と 3 期に分けて図表 1 に示した。また、RIETI-TID² が公表する貿易財の生産別特徴を示すデータを使用して、図表 2 で越中間貿易の内訳を示した。図表 1 および図表 2 を参照しつつ、以下のとおり年代ごとのベトナムの対中貿易の特徴を概観する。また、図表 2 の 2022 年の特徴から、ベトナムの対中³ 貿易構造の近年の変化も考察に加えたい。

（1990 年代：内需けん引の時代）

1991 年末に二国間関係が正常化したことを受け、1990 年代の二国間貿易は内需拡大がけん引力となって伸張する時代となった。図表 1 には数値は示していないが、越中貿易額は 1992 年の 1.3 億ドルから 2000 年には 29.4 億ドルへと約 23 倍に拡大した。中国では改革開放政策、ベトナムではドイモイ（刷新）政策を掲げ、計画経済による社会主義的な経済運営を改め、市場原理を取り入れた経済運営が本格化した時期である。両国の国内市場は民間企業に加えて外資系企業にも開放され、生産拡大、雇用創出、輸出増などが寄与し、両国経済は急成長を遂げた。WEO によると、1990 年代の平均経済成長率は中国が 10.0%、ベトナムが 7.4%と高い水準に達した。グラビティ・モデルが説明するとおり、両国の内需拡大が二国間貿易額を増加させたと考えられる。図表 2 の 1997 年³ をみると、ベトナムからの輸出では未加工の一次産品が 78%、輸入では中間財（加工品）が 73.2%を占め、垂直的な国際分業構造、すなわち産業間特化の特徴を示している。図表 1 が示すとおり、1990 年代は二国間貿易額が急拡大する中でも貿易収支は少額ながらベトナムが黒字を維持し、ほぼ均衡した状態が続いたこともわかる。

² 独立行政法人経済産業研究所（RIETI）が開発したオンライン・データベースで、東アジアの生産状況を貿易動向から把握できる。国連の標準国際貿易商品分類（SITC）に従い、産業を 13 分野に整理し、さらに「一次産品」、「中間財（加工品、部品）」、「最終財（資本財、消費財）」に分類して集計されている。TID は輸入統計に基づいており、ベトナムの対世界輸出額は世界の対ベトナム輸入額の和となっている。

³ RIETI-TID では、ベトナムの数値は 1997 年が最古のデータとなるため、同年を起点とした。

(2000 年代：外需けん引のはじまり)

2001 年に中国が WTO へ加盟したのに続き、ベトナムも 2007 年に WTO に加盟した。これにより、2000 年代は越中両国の輸出市場が拡大し、比較生産費のうち安価な労働力を活用する輸出志向型の外国直接投資 (FDI) 企業が数多く両国に進出した。中国は「世界の工場」と呼ばれるまでに工業生産力と輸出を増大させ、ベトナムでも FDI 企業が生産と輸出入をけん引するようになった。ベトナム統計総局 (GSO) によると、同国の対世界貿易に占める FDI 企業の貿易割合は、輸出では 2000 年の 47% から 2009 年には 53% にまで増加した。また、輸入では 28% から 37% へと増加し、FDI 企業の生産と輸出入が拡大したことを裏付けている。

図表 1 が示すとおり、ベトナムが WTO に加盟して以降の 2000 年代後半に、中国からの輸入が急増してベトナムの貿易収支の対中赤字額が拡大した。この要因について、図表 2 で 2007 年の貿易構造をみると、対中輸入で機械設備などの資本財が増加したことがわかる。WTO 加盟を見据えたベトナムに FDI の進出が加速し、ベトナム国内の工業生産力が高まり、生産設備などの資本財の対中輸入が増加したと推察できる。一方、ベトナムの対中輸出比率では一次産品が 58.3% へと減少し、消費財が 16.9% へと増加した⁴。消費財の内訳を UN Comtrade で確認すると、水産物加工品の最終製品、木製家具、履物類などであり、軽工業分野の製品が多くを占めた。

このように、2000 年代はベトナムの工業力が徐々に増強されてきたことから、一次産品に加え、消費財として軽工業品の輸出が始まったことがわかる。一方、ベトナムの工業化の進展に伴い、中国からの中間財や資本財といった工業製品の輸入が増加し、引き続き産業間特化の状態が続いている。

二国間貿易は、1990 年代から 2000 年代前半までは両国の経済規模 (内需) の拡大が主たるけん引力となってきたが、2000 年代後半は特にベトナムの輸出市場 (外需) 拡大がけん引力となって対中貿易構造を変化させた可能性がある。当然のことながら、輸入された機械設備や部品がベトナムの内需向けの生産に活用されることもあるため、外需がどれほどのけん引力となったのかはわからない。ただし、既述のとおり、ベトナムに進出した FDI 企業の貿易割合が、輸出と輸入とも拡大していることから、FDI 企業による外需向け生産が増加したことが構造変化の背景にあると考えていいであろう。その意味で、2000 年代後半のベトナムは輸出拡大による国内生産が増加したことから、外需けん引による貿易拡大の黎明期を迎えたといえる。

⁴ RIETI-TID および UN Comtrade で確認すると、対中輸出に占める主な消費財は水産物加工品の最終製品、木製家具、履物類で、対中輸入の主要な資本財は一般機械と電気機械であった。

(2010 年代：産業内特化の時代)

2000 年代初頭までの越中貿易構造は、ベトナムから一次産品を輸出し、中国から加工品を輸入する単一的な構造であった。しかし、近年では主要品目はコンピュータ、電気電子機器とその部品、機械設備といった資本財や部品にその内容が変わってきたとされる⁵。実際、図表 2 をみると、2017 年の越中貿易は産業内特化の特徴を強めたことがわかる。産業内特化とは水平的な国際分業の意で、工業製品を輸出し、工業製品を輸入するといった構造である。例えば、テレビ受像機の完成品を輸出し、テレビ受像機の部品を輸入するといったことやスマートフォンの完成品を輸出し、同じようにスマートフォンの部品を輸入する貿易構造である。

2010 年代のベトナムは世界各国・地域との FTA に積極的に参加し、自由貿易の制度的な枠組みを整えていった時代である。例えば、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) や欧州連合 (EU)・ベトナム自由貿易協定 (EVFTA)、地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定などである。こうしたベトナムの自由貿易体制へのコミットメントは、投資家を安心させ、さらなる輸出志向型 FDI 企業の進出を促した。また、米中貿易戦争などの地政学リスクから、中国での生産をベトナムなどの中立的な国へと分散・移管する動き (チャイナ・プラス・ワン) もみられた。こうして 2010 年代、ベトナムは多くの FDI 企業の生産拠点を引き付け、GSC の一部を担う存在へとなっていったのである。越中貿易も外需をけん引役とした国際分業体制に組み込まれることでさらに拡大させ、産業内特化の相互依存体制が強固となった。GSO によると、ベトナムの貿易に占める FDI 企業の割合は、2020 年に輸出の 72.3%、輸入の 64.3%へと高まり、顕著な外資依存の状況となった。貿易の大部分を外資系企業が担うという事態は、ベトナム企業が生産や貿易に参加できていないということであり、「借り物の工業化」とでも表現できる状況となっている。参考までに、中国国家统计局によると、2020 年の中国貿易に占める FDI 企業の割合は、輸出が 36%、輸入は 42%であり、ベトナムの外資依存が際立って高いことがわかる。

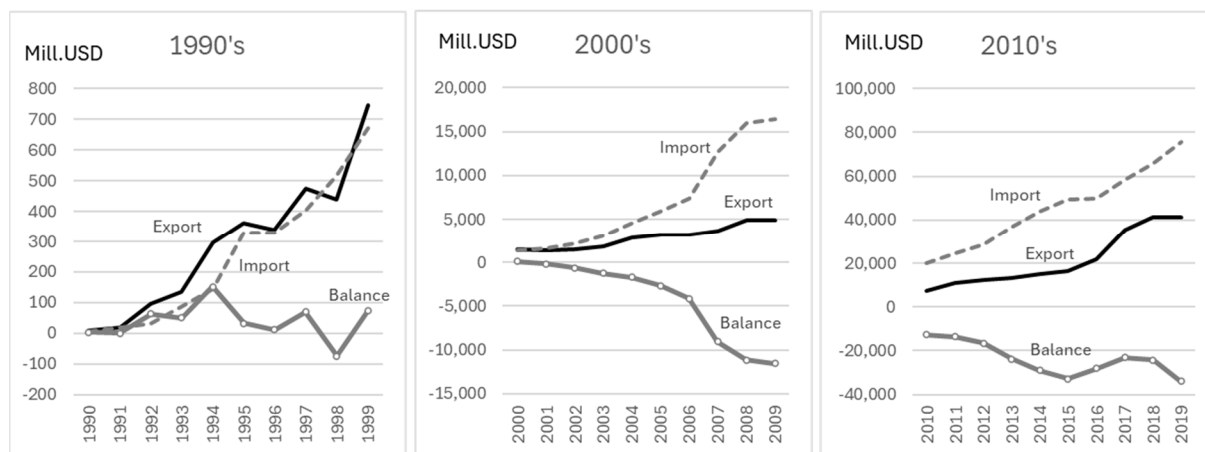
図表 1 で 2010 年代をみると、対中輸入が引き続き拡大を続ける中、2010 年代後半からは対中輸出が急拡大したことがわかる。図表 2 で 2017 年をみると、中国からの輸入構造では大きな変化はみられないものの、ベトナムの対中輸出では中間財が 52.5%、最終財が 38.2%へとそれぞれ急増した。中でも、部品の対中輸出が 29.9%と高く、当時はまだ米中対立が顕在化する以前であり、中国から米国市場への最終製品輸出の最盛期といえる時期である。また、ベトナム国内の旺盛な生産活動も背景となって、対中輸入では資本財が 21.0%、部品が 19.2%、鉄鋼や織物などの加工品が 50.8%を占めた。こうして 2010 年代の越中貿易は、お互いの生産に必要な資本財、部品、加工品を相互依存する分業体制となり、最終製品生産のための越中間産業内特化の貿易構造が確立した。

⁵ China - Vietnam's largest trading partner, Center for WTO and International Trade, Vietnam Chamber of Commerce and Industry (VCCI), 2023 年 7 月 5 日, <https://wtocenter.vn/chuyen-de/22257-china--vietnams-largest-trading-partner> (2024 年 7 月 8 日閲覧)。

(2020 年代：再編の時代)

図表 2 で 2022 年を確認すると、ベトナムの対中輸出では資本財が 44.1%に急増した。品目別の考察は後述するが、UN Comtrade でベトナムから対中輸出で増加した資本財の内訳をみると、有機 EL パネル（自発光方式）のフラットパネルディスプレイ（FPD）とコンピュータといった新しい資本財の輸出が始まっていた（図表 5 参照[※]）。一方、対中輸入構造ではそれほど大きな変化はみられない。この数値の変化だけでは結論付けられないが、米中貿易戦争などの地政学リスクの顕在化によって、中国の輸出向け最終財生産がかつての勢いを失い、新しい製品や設備拡充のための投資が中国以外の国・地域へと向かったことが背景にあるのではないか。一方でベトナムの自発光方式の FPD やコンピュータの生産が新しく始まり、中国へのこうした最終財（資本財）の輸出が増加傾向となったと考えられる。そして、2022 年のベトナムの対中輸入は、最終財生産の増加を受け、部品の輸入割合が上昇した。地政学リスクの高まりによって、情報通信技術（ICT）関連機器を中心に最終財生産地が中国からベトナムへと転換する再編が進み、中間財の分業構造を含めた越中貿易構造が変化したのである。

【図表 1 ベトナムの対中貿易額の推移】



（資料）IMF, “Direction of Trade Statistics (DOTS)”

【図表 2 ベトナムの対中貿易構造の変化】

対中輸出		単位：％			
		1997	2007	2017	2022
最終財	資本財	0.4	8.1	17.6	44.1
	消費財	5.9	16.9	20.6	16.6
中間財	部品	1.5	3.4	29.9	14.4
	加工品	14.2	13.4	22.6	19.1
一次産品		78.0	58.3	9.2	5.7

対中輸入		単位：％			
		1997	2007	2017	2022
最終財	資本財	3.0	23.4	21.0	19.0
	消費財	15.1	6.3	7.9	9.6
中間財	部品	5.0	8.3	19.2	23.8
	加工品	73.2	60.2	50.8	46.9
一次産品		3.7	1.7	1.1	0.7

（資料）RIETI-TID

（注）ベトナムのデータが取得可能な 1997 年以降を 10 年刻みで表記し、最新データの 2022 年も付記した。

参考文献

James E. Anderson (1979) A Theoretical Foundation for the Gravity Equation. The American Economic Review, Vol.69, No.1, 106-116

Marukawa Tomoo [2006] 「ベトナムのテレビ製造業と TCL の挑戦」 No.549, Academic Research Repository at the Institute of Developing Economies『中国・ASEAN 経済関係の新展開：相互投資と FTA の時代へー』 Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO)

Dr.Nguyen Hoang Tien, Nguyen Thanh Hung, Nguyen Thanh Vu, Dr.Bui Xuan Bien (2020) Risks of Vietnamese enterprises in trade relations with China, International Journal of Research in Finance and Management 2020;Vol.3 (1) :01-06

Ning Zhang [2012] Research on Trading Relations between China and Vietnam, Journal of Engineering (JOE) Vol. 1, No. 2, 2012, World Science Publisher, United States.

参考統計・データベース

国家統計局（中国）『中国統計年鑑』（各年版）
<https://www.stats.gov.cn/sj/ndsj/> （17 Jul.2024）

General Statistics Office of Vietnam（GSO）
<https://www.gso.gov.vn/en/homepage/> （19 Jul. 2024）

IMF, “Direction of Trade Statistics（DOTS）”
<https://data.imf.org/?sk=9d6028d4-f14a-464c-a2f2-59b2cd424b85> （8 Jul. 2024）

IMF, “World Economic Outlook（WEO）Data:April 2024 Edition”
<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/weo-database/2024/April> （19 Jul.2024）

RIETI-TID2022
<https://www.rieti.go.jp/jp/projects/rieti-tid/> （17 Jul. 2024）

UN Comtrade
<https://comtradeplus.un.org/TradeFlow?Frequency=A&Flows=X&CommodityCodes=TOTAL&Partners=0&Reporters=all&period=2022&AggregateBy=none&BreakdownMode=plus> （27 Jul. 2024）

「本稿は令和 6 年度専修大学長期在外研究員活動の研究成果として書かれたものである」

（後編につづく）

※後編の記事は、2025 年 2 月号に掲載する予定です。図表 5 については、後編の記事を参照ください。
なお、編集の都合により、掲載号を変更する場合もございます。

（執筆者連絡先）
専修大学 商学部
教授 池部亮
E-mail: ikebe@isc.senshu-u.ac.jp

経 済

政府は定年年齢の段階的引き上げを決定

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

調査部

副主任研究員 丸山健太

政府は定年年齢の延長を決定

中国政府は 2024 年 9 月、全国人民代表大会（全人代）常務委員会（立法機関、全人代閉会中の立法機能を担う）第 11 回会議にて、定年年齢の段階的引き上げを決定した。現行の定年年齢は、男性が 60 歳、女性管理職が 55 歳、女性非管理職が 50 歳だが、これらをそれぞれ 63 歳、58 歳、55 歳に引き上げる。2025 年 1 月 1 日から、男性と女性管理職は 4 カ月ごとに定年年齢を 1 カ月、女性非管理職は 2 カ月ごとに 1 カ月引き上げる。最終的に定年年齢引き上げプロセスが完了するのは 2039 年末であり、15 年かけて段階的に実行される。

同時に、人口高齢化への積極的な対応、就業・起業支援の強化といった雇用対策などが打ち出されたほか、年金受給のために必要な社会保険料の最低納付期間を、これまでの 15 年から 20 年に引き上げることが決定された。

『MUFG BK 中国月報 2023 年 5 月号（第 207 号）』の拙稿（「定年延長は労働力減少対策に有効も、課題は山積」）で中国の定年年齢延長に関する話題を取り上げたが、当時は 2023 年中の政策策定を予想していた。また、政府に近い有力な研究者などが定年年齢を 65 歳まで引き上げるよう提言していたことを勘案すると、今回の定年年齢延長の決定は、政策実施までの動きが鈍いうえ、内容も不十分であると評価されよう。中国経済の減速感が強まる中、政府は定年年齢の延長が社会不安を誘発しないよう配慮したとみられる。

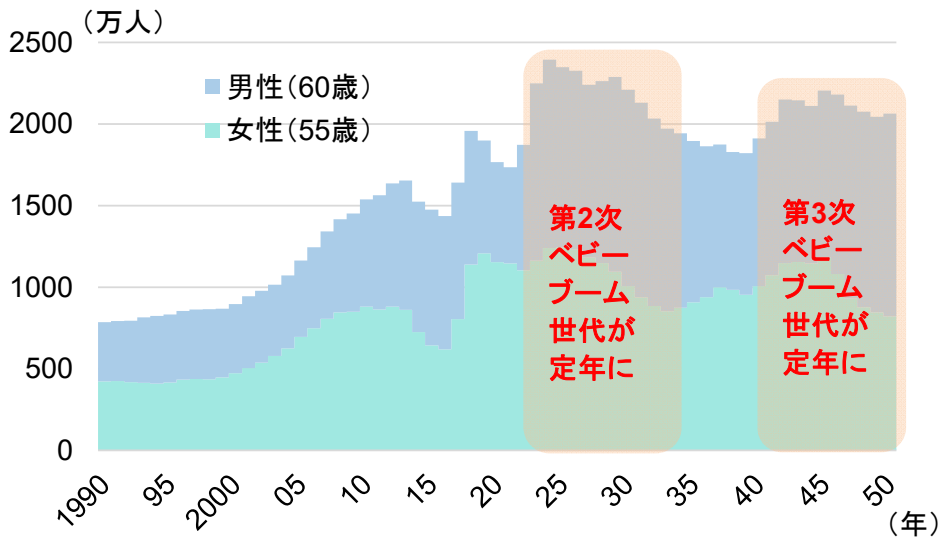
労働力減少対策としての定年年齢の延長

定年年齢の引き上げの主な目的は、労働力減少への対応である。実際、同政策を所管する人的資源・社会保障部の王曉萍部長は、定年年齢の延長によって、「生産年齢人口の減少傾向を緩和させ、経済社会の発展の動力とエネルギーを維持できる」と説明した¹。

中国では、15～64 歳の生産年齢人口が 2013 年の 10 億 1041 万人をピークに減少に転じたほか、15 歳以上人口のうち働いている、あるいは働く意欲のある人の数、すなわち労働力人口は 2015 年の 8 億 91 万人をピークに減少が続いている。今後 30 年では、さらに多くの人が定年年齢を迎え、労働市場から退出する。まず、向こう 10 年で、多数の餓死者を出した大躍進政策終了後の 1962～1973 年に生まれた第 2 次ベビーブーム世代が定年年齢を迎える（図表 1）。続いて、第 2 次ベビーブーム世代の子どもに当たる 1986～1990 年に生まれた第 3 次ベビーブーム世代は 2045 年頃に定年となる。したがって、今後、労働力の減少ペースが一段と加速し、経済成長を鈍化させる懸念がある。

¹ 中華人民共和国中央人民政府「顺应人口发展趋势 充分利用人力资源—四部门详解延迟退休办法」、https://www.gov.cn/zhengce/202409/content_6974508.htm?slb=true（2024 年 9 月 30 日閲覧）

【図表 1 現行制度下で定年年齢を迎える人の数の推移】

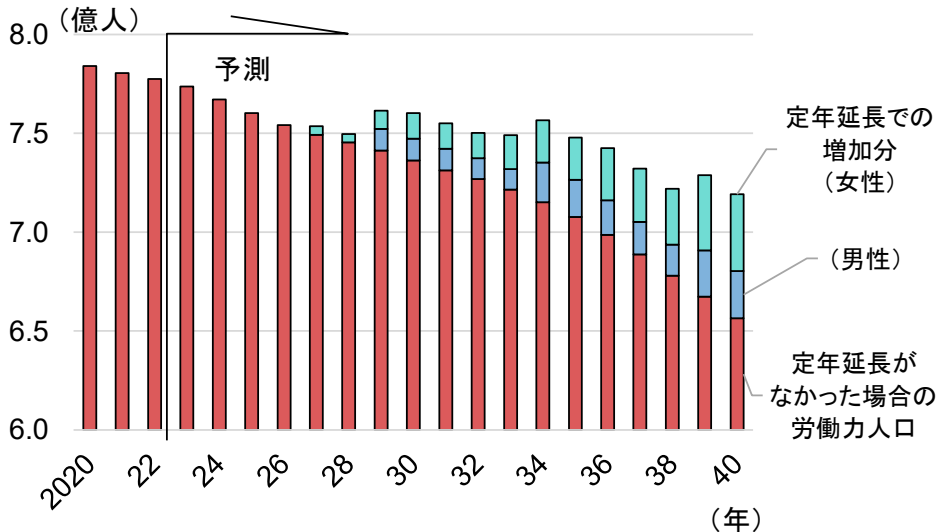


（注）2024 年以降は国連による推計値

（出所）United Nations “World Population Prospects 2024”より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(MURC)作成

上述の通り、今回の定年年齢の延長政策は当初想定より不十分であるものの、今後、対象となる 50～60 代の人口増加が見込まれることから、労働力不足の緩和には、ある程度寄与するとみられる。図表 2 では、国際連合（国連）の人口推計と 2020 年の中国の労働参加率を用いて、今回の政策による労働力人口への影響を試算した。

【図表 2 労働力人口の推計】



（出所）ILOSTAT、United Nations “World Population Prospects 2024”より MURC 作成

定年年齢の延長で労働力人口の減少傾向を覆すことはできないが、減少ペースは緩やかとなる。現行制度が続いた場合、労働力人口は 2040 年時点で 6.6 億人と、足元 2023 年の 7.7 億人から 15%ほどの減少が予想されるが、今回の政策により 2040 年の労働力人口は 7.2 億人と、2023 年比で 7%程度の減少に抑えることができる。

定年年齢の延長が人々の不満を高める懸念も

定年年齢の引き上げは、将来予想される労働力不足への対応に必要なだけではない。政府が政策解説で示した通り、平均寿命が中華人民共和国建国時（1949 年）の 40 歳前後から、足元では 78.6 歳まで延びたことを鑑みると、人口構造や社会情勢に合わせた当然の政策調整といえる（出所は注 1 と同じ）。

それでも、若者の間では、定年年齢の延長により雇用がシニア世代に奪われるとの懸念の声が聞かれる。直近 2024 年 8 月の若年層（16～24 歳）失業率は 18.8%と、現在の集計基準による公表が始まった 2023 年 12 月以降で最悪となった。中国経済が減速する中、雇用調整のしわ寄せが若年層に集中しており、定年年齢の延長で働くシニア世代が増えると、雇用が一段と圧迫されるとの警戒感が高まっている。ただし、実際には定年年齢の引き上げは段階的にゆっくりと実施されること、定年年齢が引き上げられたとしても労働力人口は減少することから、実際に定年年齢の延長が若年層の雇用に与える悪影響は大きくないだろう。

むしろ、これから定年年齢を迎えるシニア層にとって、今回の政策は、生活に直結する領域において望ましくない形への変更を伴うことから、実際の影響が大きい。定年年齢の延長自体が自由な老後生活の先延ばしを強いることに加え、定年年齢延長に伴い年金支給年齢が引き上げられること、また、年金受給のための社会保険料の最低納付年数も同時に延びることなども人々の不満を高めかねず、場合によっては社会不安を誘発する懸念もある。

政府も人々の不満を惹起しかねない点については注意しており、上述の通り、定年年齢の延長をゆっくりと進めていくうえ、定年前の退職も認めるなど、弾力的に政策を進めるとしている。もっとも、政策が実際には人々の生活に目配りしたものであったとしても、「定年年齢を延長する」ことへの印象自体が人々の政府に対する不満を高めかねない。この点、若者の雇用圧迫に関しても同様で、実際には雇用への影響が小さくても、定年年齢の延長が雇用を奪うという印象が強ければ、世代間対立の激化、ひいては政府への不満の増加につながりかねず、今後の動向には注意が必要であろう。

（執筆者連絡先）

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: k.maruyama@muc.jp ホームページ: <https://www.muc.jp>

税務・会計

中国納税信用評価制度及びその運用について

KPMG 中国

日系企業サービス

税務パートナー 徐潔 (Xu Jie)

中国の納税信用評価制度は、主に中国政府が社会信用システムの構築を継続的に推進することを目的としている。税務機関は、納税者を過去の信用記録に基づいて管理するとともに、徴収側と納税者側双方における業務の効率性と効果性を高め、かつ近年の実務を踏まえつつ、徐々に改善してきた。

2014 年 7 月、税務総局は「納税信用管理弁法（試行）」を公布し、継続的に統一された納税信用評価を開始することを示している。企業の納税行為及びコンプライアンス状況に対する総合的な評価として、納税信用評価は企業の税務管理、市場競争力、資金調達力などの面において重要な役割を果たしている。

例えば、2019 年に増値税期末留保税額還付制度が導入された後、多くの企業が増値税期末留保税額還付を申請することができた。一方で、申請要件の 1 つである「納税信用評価が A ランク又は B ランクでなければならない」という要件を満たせずに、申請できなかった企業もある。一部の企業の経営者は、それまでなぜ低い納税信用評価となっていたのかに注意を払わなかったため、実際に損失を被ることとなった。

上述のことから、本稿では、納税信用評価の計算方法、評価結果が企業に与える影響、及び納税信用評価の修復と再評価の 3 項目について詳しく解説し、かつ信用評価の過程において企業が注意すべき事項を提示する。

1 納税信用評価制度の概要

納税信用評価は、税務機関が収集した納税者信用情報に基づいて、「納税信用管理弁法（試行）」「納税信用評価に関する国家税務総局の公告」（国家税務総局公告 2018 年第 8 号）などの関連規定に従い、納税者の一定期間内の納税状況を評価したものである。

【図表 1：納税信用評価の適用範囲と評価時期及び評価方法】

適用範囲	● 評価の義務化の対象：すでに税務登記手続きを行い、生産、経営に従事し、帳簿検査徴収方式又は査定徴収弁法を適用する企業、個人独資企業及び個人パートナー企業 ● 下記に該当する場合、納税信用評価の対象外とする 1) 税に関する違法行為の疑いで立件・調査査察され、まだ結審していない場合 2) 政府の監査部門、財政部門から法に基づいて税に関する違反行為を指摘され、税務機関が法に基づいて処理している段階であり、まだ解決していない場合 3) 税務行政不服申立てを申請し、行政訴訟を提起したが、まだ結審していない場合
評価時期	● 評価期間は 1 月 1 日から 12 月 31 日まで ● 税務機関は毎年 4 月に前年度の納税信用評価結果を決定し、かつ納税者が自ら照会・検索ができるサービスを提供する
評価方法	● 年度評価指標得点と直接判定方式を採用する ● 年度評価指標得点は減点方式を採用する。評価年度内に経常性指標（税務申告の記録など）と非経常性指標関連情報（納税評価や税務調査など）の両方を有する場合は、100 点から起算する。非経常性指標関連情報がない場合は 90 点から起算する ● 直接判定方式は、重大な信用失墜行為があった納税者に適用される

出所：各種資料より筆者作成

2 納税信用評価のランク及びよくある減点項目

納税信用評価は上から順に A、B、M、C、D の 5 ランクに分けられる。A ランクは年度評価指標得点が 90 点以上、B ランクは年度評価指標得点が 70 点以上 90 点未満、C ランクは年度評価指標得点が 40 点以上 70 点未満、D ランクは年度評価指標得点が 40 点未満又は直接判定の場合である。ただし、新設企業もしくは評価年度内に生産経營業務収入が発生しておらず、かつ年度評価指標得点が 70 点以上の企業は、直接判定により M ランクに分類される。

「納税信用評価指標と評価方式（試行）」は「納税信用管理弁法（試行）」に明記されている納税信用情報の範囲に応じて、納税者信用履歴情報、税務内部情報及び外部情報（外部参考情報と外部評価情報を含む）の 3 部分から構成されている。

年度評価指標得点は減点方式を採用している。法律法規の関連規定に従い、納税者の租税関連行為が誠実であるか否か、信用失墜行為が発生した場合の態度と程度に対して、異なった減点基準を設定している。罰金が科されている場合は、評価対象期間において納付すべき税金に対する追納すべき税金の割合を基に、減点される点数を計算する。

よく見受ける減点項目は、図表 2 の通りである。

【図表 2：納税信用評価における主な指標と減点基準】

評価指標	減点基準／直接判定
評価対象年度内に、正常でない原因により増値税を3カ月連続あるいは累計6カ月でゼロ申告、又はマイナス申告している場合	A ランクに判定しない
納税者が税務機関に初めて納税申告を行った日から起算して3年未満の場合	A ランクに判定しない
規定された期限内に財務諸表を作成・提出していない場合（都度計算する）	3 点／回
規定された期限内に納税申告を行っていない場合（税目別に都度計算する）	5 点／回
規定された期限内に財務会計制度又は財務処理方法を記入・提出していない場合（都度計算する）	3 点／回
規定された期限内に源泉徴収を行っていない場合（税目別に都度計算する）	5 点／回
源泉徴収・徴収代行した税金を、規定通りに納付していない場合（都度計算する）	11 点／回
追徴税金が1 万元未満で、かつその年の課税額の1%未満を占め、すでに税金を追納し、延滞金を追徴され、罰金を納付した場合	1 点
追徴税金が1 万元未満で、かつその年の課税額の1%以上を占め、すでに税金を追納し、延滞金を追徴され、罰金を納付した場合	1+（追納すべき税金／評価対象期間において納付すべき税金×100%）点
追徴金が1 万元以上で、かつその年の課税額の1%未満を占め、すでに税金を追納し、延滞金を追徴され、罰金を納付した場合	3 点
追徴金が1 万元以上で、かつその年の課税額の1%以上を占め、すでに税金を追納し、延滞金を追徴され、罰金を納付した場合	3+（追納すべき税金／評価対象期間において納付すべき税金×100%）点
追徴課税がなく、関連行為に対する罰金が2,000 元以下かつ納付済みの場合（都度計算する）	1 点／回
追徴課税がなく、関連行為に対する罰金が2,000 元を超えかつ納付済みの場合（都度計算する）	3 点／回
納税回避、追納回避、輸出還付金の詐取、増値税専用発票の偽造発行などの行為があり、犯罪を構成する場合。国の輸出還付税金を詐取したことで、輸出税金還付（免除）資格の停止期限が満了していない場合。暴力、脅迫の手段で税金の納付を拒否したり、税務機関が法に従って税務査察を実施することを拒否・妨害する場合	直接D ランクに判定する
脱税行為があり、犯罪を構成していないものの、脱税（税金逃れ）金額が10 万元以上で、かつその年の各税目における課税総額の10%以上を占め、すでに税金、延滞金及び罰金を納付した場合	直接D ランクに判定する
納税回避、追納回避、輸出還付金の詐取、増値税専用発票の偽造発行などの違法行為があるが、犯罪を構成しておらず、すでに税金、延滞金及び罰金を納付した場合	直接D ランクに判定する

出所：各種資料より筆者作成

3 納税信用評価が納税者に与える影響

(1) A ランクとされた納税者は、納税信用評価において最上級となる。税務機関は、納税信用評価が A ランクの納税者に対して下記の奨励措置を実施する。

- a. 年度 A ランク納税者リストを対外的に公表する。
- b. 一般納税者は一度に 3 カ月分の増値税発票を受領することができ、増値税発票の調整をする必要がある場合は即時に手続きを行うことができる。
- c. 普通発票は必要に応じて受領・使用することができる。
- d. 3 年連続で A ランクに評価されている（3 連 A と略称される）納税者は、上記の措置を適用できるほか、税務機関が提供する特別優先窓口を通じて、専任担当者のサポートを受けることができる。
- e. 条件に合致する A ランクの納税者は、増値税期末留保税額還付制度を適用することができる。
- f. 条件に合致する A ランクの納税者は、1 類又は 2 類輸出企業として評価され、輸出税金還付制度の迅速な処理を適用することができる。
- g. 税務機関と関連部門が実施する共同奨励措置、及び現地の実情に合わせて実行しているその他の奨励措置が適用される。

(2) 納税信用評価が B ランクの納税者に対して、税務機関は通常の管理を実施する。租税徴収制度及び管理規定に関する指導を適時に行い、信用評価状態の変化に応じて、上記 A ランクの納税者奨励措置を選択的に提供する。

(3) 納税信用評価が M ランクの納税者に対して、税務機関は通常の管理を実施する。適時に租税徴収制度と管理規定に関する指導を納税者に提供する。

(4) 納税信用評価が C ランクの納税者に対して、税務機関は法に則って厳格に管理する。信用評価状態の変化に応じて、下記 D ランクの納税者の管理措置を選択的に実施する。

(5) D ランクの納税者は、納税信用評価で最下級である。税務機関によって下記の懲戒措置が実施される。

- a. D ランクの納税者及びその直接責任者リストを公表する。直接責任者を登録登記し、経営責任を負うその他の納税者の納税信用を直接判定により D ランクと評価する。
- b. 増値税専用発票の受領・使用は、指導期間の一般納税者制度に照らして処理する。普通発票の受領・使用については、旧版の提出後に検証ののち新版を提供し、厳格な数量制限を設けて提供する。
- c. 輸出企業の場合は、輸出税金還付管理分類を、直接判定により信用度が最も低い第 4 類に定める。「輸出税金還付（免除）企業分類管理弁法」における、第 4 類に分類された輸出企業に対する税金還付申請審査管理の規定に従い、厳格な審査を経て輸出税金還付を行う。
- d. 納税評価の周期を短縮し、提出された各種資料を厳格に審査する。
- e. 重点監視対象とし、監督検査の頻度を高める。租税徴収の違法・規定違反行為を発見した場合、定められた処罰のうち最も軽い基準は適用されない。

- f. 納税信用評価の結果を関連部門に通報し、法律法規などの関連規定に従い、経営、投融資、政府提供の土地の取得、輸出入、出入国、新会社登録、プロジェクト入札、政府調達、安全許可、生産許可、就業・就職資格、資質審査などの分野において制限又は禁止を課す。
- g. 直接判定により D ランクと評価された納税者について、D ランクの評価は 2 年間保留され、3 年目の納税信用評価は A ランクとならない。
- h. 税務機関と関連部門が実施する共同懲戒措置、及び法に則って実行しているその他の管理措置を厳格に運用する。
- i. 査察ランダムチェック対象異常リストに記載する。
- j. 資源総合利用プロジェクトにおける増値税即時徴収・即時還付制度の適用を申請してはならない。
- k. インターネット申請方式を利用した増値税発票の受領を選択してはならない。
- l. 障がい者を雇用する納税者、及び特別支援教育学校を経営する企業に対して、限度付増値税即時徴収・即時還付弁法を適用してはならない。
- m. 登録抹消の際、「承諾制度」を採用した略式手続きを申請してはならない。
- n. 増値税期末留保税額還付を申請することができない。
- o. 「税務局・銀行連携」ローンを申請してはならない。

4 納税信用評価の修復及び再評価

企業は納税信用評価が格下げになっても、修復や再評価体制を通じて信用状況を改善するチャンスがある。税務機関は企業にさまざまな信用修復チャネルを提供しており、企業が積極的に是正するように推奨している。

(1) 納税信用の再評価

企業が年度納税信用評価の結果に不服がある場合、税務機関に再評価を申請することができる。企業は、評価期間における納税行為が、関連規定に合致することを証明するための資料を提出する必要がある。税務機関は企業から提出された資料を審査し、現地調査又は更なる検証業務を行う可能性がある。再評価した結果、企業の納税行為に誤りがないことが証明された場合、納税信用評価を調整する可能性がある。再評価体制は、企業に誤った納税信用評価を修正する機会を提供し、税務評価の公平性と透明性を確保している。

(2) 納税信用の修復

「納税信用修復の関連事項に関する国家税務総局の公告」（国家税務総局公告 2019 年第 37 号）と「納税信用評価と修復の関連事項に関する国家税務総局の公告」（国家税務総局公告 2021 年第 31 号）の規定によると、2020 年 1 月 1 日から、多発しているものの状況が軽微であるか、又は重大な社会的影響を及ぼさない納税信用失墜行為に対して、修復の条件及び基準を明確にした。各納税信用評価の納税者が関連要件に該当する場合、納税信用修復申請を提出し、自らの信用損失を適時に修復することができる。

納税信用修復の前提は、納税者が評価結果に対して異議がないことである。異議がある場合、納税信用再評価を行ってから納税信用修復を申請する必要がある。

また、納税信用管理の対象となる納税者は、納税申告、納税、資料届出などの事項を法定期限内に行っていない場合、事後に関連手続きを行った場合、定められた期限内に主管税務機関に納税信用修復を申請することができる。

- ・信用失墜行為がすでに納税信用評価に含まれている場合、税務機関が信用失墜行為を記録した年度の翌年末までに、主管税務機関に納税信用修復申請を提出することができる。税務機関は「納税信用修復範囲及び基準」に基づいて当該納税信用評価指標得点を調整し、納税者の納税信用評価を再評価する。

- ・信用失墜行為がまだ納税信用評価に含まれていない場合、納税者は納税信用修復申請を提出する必要がない。税務機関は「納税信用修復範囲及び基準」に基づいて当該納税信用評価指標得点を調整し、納税信用評価を行う。

修復指標の調整は、対応する減点及び直接判定指標に対応する。修復した後に納税信用評価の調整が行われる場合、税務機関は評価結果の調整状況を記録する。納税信用修復を完了した後、納税者には修復した後の納税信用評価に基づき、対応する租税制度及び管理サービス措置が適用される。すでに適用した租税制度、及び管理サービス措置に対する遡及修正は行われない。なお、納税者が信用修復の承諾を履行せずに、虚偽の資料提出により納税信用修復を申請したことが税務機関に発見された場合、確認後すでに完了した納税信用修復を撤回し、1 回につき 5 点を納税信用年度評価から減点する。

まとめ

上記の通り、納税信用管理とは、税務機関による納税者の納税信用情報に対する収集・評価・確定・公布及び応用などの活動をいう。関連規定に従い、納税信用評価は年度評価指標得点と直接判定方式を適用し、納税信用評価は A、B、M、C、D の 5 つのランクに分類される。納税信用評価結果は毎年 4 月に決定かつ公布され、納税者はそれまでに納税信用再評価又は納税信用修復を申請することができる。納税信用評価が納税者に与える影響には、インセンティブ措置又は懲戒処分が適用が含まれ、実務上、各地の税務局の判断による部分もある。

企業経営陣は、適時に自社の納税信用評価の状態を理解することが求められる。仮に失点、格下げの状況がある場合、具体的な原因を究明し、今後への影響を適時に確認した上で、具体的な改善及び是正措置を講じるよう推奨する。実際に影響を受ける評価結果に対して、早急にその原因及びその改善状況について主管税務機関と報告・協議し、納税信用評価の早期回復、損失の低減に取り組まなければならない。とりわけ最近増加している税務調査、自己調査、指導に関するケースに合わせて、企業は納税信用修正申告などを考慮するとともに、納税信用評価への影響にも注目し、それを税務機関に確認する必要がある。

総じて、企業に対する納税信用評価は、中国政府の社会信用システムにおける重要な管理手段である。税関、外貨管理などの信用評価とともに、外資系企業を含めた納税者の生産経営に実質的な影響を与えるため、企業及びグループの経営陣は十分に理解・重視する必要がある。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国 日系企業サービス

税務パートナー

徐潔 (Xu Jie)

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場ビル 2 25F

Tel: +86-21-2212-3678 E-mail: jie.xu@kpmg.com

法 務

中国改正会社法の施行に伴う会社登録資本登記管理制度の最新要点

金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons)

パートナー弁護士

中国政法大学大学院 特任教授

劉新宇 (Liu Xinyu)

I はじめに

2024 年 7 月 1 日、6 度目の改正を経た中国会社法（以下「改正会社法」）がその施行日を迎えた。今回は全面改正ともいえる大規模な改正となったが、会社の資本制度に関して特筆すべきは、有限責任会社の株主による出資金の払込みに対し、会社成立日から 5 年以内との期限が設けられた点である。

これについては、その細則たる『中華人民共和国会社法』の登録資本登記管理制度の実施に関する国務院の規定（以下「登記規定」）が、2024 年 6 月 7 日の国務院常務会議における可決を経て、改正会社法と同じ 7 月 1 日に施行された。そこで、本稿においてはこの「登記規定」も踏まえ、改正会社法における新たな会社登録資本登記管理制度について解説したい。

II 出資払込期限の段階的な調整

今回導入された出資払込期限の適用について、改正会社法第 266 条第 2 項（条文の改行ごとに項とする。以下同）は、その前段において、同法の施行前から存続する会社の出資払込期限が、同法に定める上限を超えるときは、別段の規定がない限り、その上限以内となるよう段階的に調整しなければならないと定めている。

「登記規定」第 2 条第 1 項には、この点を具体化する規定が設けられた。すなわち、2027 年 7 月 1 日から 5 年を超えて出資払込期限が到来する既存の有限責任会社においては、その期限を同日から 5 年以内に変更する調整を、2027 年 6 月 30 日までに行わなければならないものとされた。このことから、既存有限責任会社の払込未了出資は、改正会社法の施行から計 8 年以内がその払込期限の上限となることが明らかとなった。

もっとも、「登記規定」の同条第 2 項には、その会社の生産や経営が、国の利益又は重大な公共利益と関わる場合は、国務院の関連主管部門、又は省級（省、直轄市、自治区、特別行政区）人民政府から意見の提示を受け、国務院市場監督管理部門において、従来の出資払込期限の維持を認めることができるとする「別段の規定」がある。しかしながら、このような規定が別途存在するとしても、一般の会社に対して国務院の関連主管部門、又は省級人民政府が意見を提示することは考えにくい。やはり新たな規定に従って、出資払込期限の調整をしなければならない。

Ⅲ 会社登記機関による調整の要求

改正会社法第 266 条第 2 項は、出資払込期限の調整を義務づけた前出の前段に続き、その後段において、出資払込みの期限又はその金額が明らかに異常な会社に対しては、会社登記機関において速やかな調整を要求しうるとの規定も定めている。「登記規定」は、これについても具体化を図る規定を設けた。その第 3 条によると、会社登記機関は、出資払込期限又は登録資本に明らかな異常がある会社に対し、その経営範囲、経営状況及び株主の出資能力、主要経営項目、資産規模等に基づく検討評価を行うことができ、真実性・合理性の原則への違反を認めたときは、速やかな調整を要求することができる。

この「出資払込期限又は出資額の明らかな異常」について、「登記規定」の意見募集稿の段階では、出資払込みの期間が 30 年、出資額が 10 億人民元（約 200 億円）を超える会社を対象に、特別な審査を行いうるとの基準が定められていた。しかし、これはその後の立法過程で削除され、現行法の下では会社登記機関が多大な裁量権を有することとなった。

その背景には、各社それぞれの事情が異なることから、数値化された基準を一律にあてはめると合理性を欠く判断になるという懸念もあったかと思われる。その一方で、判断基準や手続に関する規定がない中での運用は、どうしても安定性に欠ける。今後、会社登記機関がどのような手続に則ってどのような認定をするのか、その調整の要求によりどの程度の効果がもたらされるか、会社側は不服申立てや、その他どのような対抗措置を講じうるか、といった点について、実務における明確化が待たれる。

Ⅳ 会社による情報の公示と違反に対する罰則

改正会社法及びその他関連法令は、会社登記機関や取引相手等の第三者が、会社の出資払込みの期限、状況等を把握し、監督することを可能にするため、各株主の出資引受額、出資の方法、払込みの期限、払込みの状況等の公示方法について定めている。それによると、これらは登記事項ではないものの、企業信用情報公示システムを通じて一般に公示することを会社の義務とした（これに対し、会社の名称、住所、登録資本等の登記事項は、会社登記機関によって同システムを通じ公示される。また、各株主の出資引受額は、会社登記機関への届出事項としても位置づけられている）。これに関し、「登記規定」第 4 条は、株主が出資を引き受け、又は払い込んだ金額、出資の方法、払込みの期限等について会社が調整を行ったときは、その情報の発生日から 20 営業日以内に、同システムを通じた公示をしなければならないと定めた。

会社が公示したこれらの情報のうち、出資の引受け及び払込みは、「登記規定」第 5 条により監督検査の対象とされる。この監督検査は、会社登記機関が対象者を無作為に抽出し、検査官を無作為に選出する方法で行われる。また、「企業情報公示暫定条例」にも、情報公示に関し違法の疑いがある会社に対しては、会社登記機関において、営業場所への立入検査、契約書、証書、帳簿その他資料の確認、会社の銀行口座に関する照会等の手段による調査を行いうるとの規定が定められている。これらのリスクに鑑みると、出資の払込みを受けた会社は、その証拠を適切に残しておくことが望まれる。

他方、違反への罰則について、「登記規定」に定める出資払込期限・登録資本の調整を行わない会社は、同規定第 6 条の下、会社登記機関により是正が命じられる。是正しないまま指定された期限を経過すると、企業信用情報公示システムへの特別注記及び社会への公示が行われる。その一方で、出資引受額の払込みを行わない株主、及び関連情報の公示を行わない会社に関する特別な罰則は「登記規定」には存在しない。同規定第 9 条が、会社法又は企業情報公示暫定条例の関連規定により罰すると定めるにとどまる。

そこで、これら各法令の関連規定に目を転ずると、これらいずれの不履行に対しても、会社登記機関による是正命令、会社、株主又はその不履行の責任者への過料等が定められている。そのうち、出資引受額の払込みをしなかった株主に対する過料は、未払額の 5%以上 15%以下を基準に計算することも可能とされているため、特に注意を要する。

V おわりに

「登記規定」第 11 条は、今後この規定に基づいて、国务院市場監督管理部門が、会社登録資本登記管理に関する具体的な実施弁法を制定するものと定めている。そして、その内容は「登記規定」以上の細則になるものと予想される。しかしながら、登録資本の払込みを完了していない有限責任会社の株主は、改正会社法及び「登記規定」の関連規定に従って対応しなければならないことには変わりはない。その方法としては、払込期限の調整又は全額の払込みはもちろん、会社や株主の実情を踏まえ、払込未了額に応じた減資や持分譲渡を行うことのほか、場合によっては、会社自体の抹消等も検討しうると考えられる。

(執筆者連絡先)

金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons)

パートナー弁護士 劉新宇

※主な取扱分野は、対中投資、M&A、国際貿易及び紛争解決、輸出管理等をめぐる各種コンプライアンス関連業務など。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路 1 号環球金融中心北公樓東樓 18 階

Tel: 86-10-5878-5091 (事務所) 86-13911481122 (携帯)

Fax: 86-10-5661-2666

Mail: liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所:

北京・長春・成都・広州・杭州・香港・済南・南京・青島・三亜・上海・深圳・蘇州・海口・重慶・珠海・無錫・ブリスベン・キャンベラ・メルボルン・パース・シドニー・東京・シンガポール・ニューヨーク・シリコンバレー

法令・政策

日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
国際アドバイザー事業部
シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では9月中旬から10月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

〔 行政法規 〕

【ネットワークデータ管理】	
○「ネットワークデータセキュリティ管理条例」（国务院令 第790号、2024年9月30日公布、2025年1月1日施行）	
	中国のデータ三法といわれる「サイバーセキュリティ法」（2017年6月1日施行）、「データセキュリティ法」（2021年9月1日施行）、「個人情報保護法」（2021年11月1日施行）に基づく行政法規。これらの法律の原則的な規定を補足、具体化したもの。2025年1月1日から施行される。 ■本条例は、主に一般規定、個人情報保護、重要データのセキュリティ、ネットワークデータの国外移転におけるセキュリティ管理、ネットワークプラットフォームサービス提供者の義務の各章で構成されている。これらに規定される主な事項は、以下の通り。 1. 一般規定 ・ ネットワークデータ取扱者（ネットワークデータの収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開、削除などの活動を行う事業者と一般企業）のセキュリティ上の欠陥や脆弱性がある場合におけるユーザーへの報告義務と、国家の安全、公共の利益に関わる場合の24時間以内のデータセキュリティ関係主管部門への報告義務 ・ データセキュリティ上のインシデント（重大な事故や事件となる一歩手前の出来事）が発生した場合の電話、ショートメッセージサービス（SMS）、電子メールなどによる利害関係者への通知義務 ・ 生成型人工知能（AI）サービスを提供するネットワークデータ取扱者のセキュリティリスクにおける予防・対処義務 2. 個人情報保護 ・ ネットワークデータ取扱者が個人情報取扱規則に含めるべき内容（4項目） ・ ネットワークデータ取扱者が個人の同意を取得する際に順守すべき原則（6項目） ・ ネットワークデータ取扱者が個人の同意を得ずに個人情報を取得した場合や個人アカウントを取り消す場合の削除・匿名化処理義務 ・ ネットワークデータ取扱者の法令順守に対する監査実施義務

3. 重要データのセキュリティ

- ・ 重要データ（注：特定の領域・集団・区域において、または特定の精度と規模に達した状況において、改ざん、破壊、漏洩、不法に利用された場合に国家の安全、経済運営、社会の安定、健康・安全に直接危害を及ぼす可能性のあるデータと規定されている）取扱者のデータセキュリティ関連組織が行うべき活動（3 項目）
- ・ 重要データ取扱者が行うべきリスク評価の主な内容（6 項目）
- ・ 重要データ取扱者による省級以上のデータセキュリティ関係主管部門に対するリスク評価報告の内容（7 項目）

4. ネットワークデータの国外移転におけるセキュリティ管理

- ・ ネットワークデータ取扱者による個人情報の国外移転の要件（8 項目）
- ・ ネットワークデータ取扱者が重要データを国外に移転する場合の国家ネットワーク通信部門によるデータ国外移転セキュリティ評価の実施義務（注：ただし関係地区・部門から重要データの告知または発布がない場合は不要とされている）
- ・ ネットワークデータ取扱者がセキュリティ評価に合格した後、個人情報と重要データを国外に移転する場合の順守すべき原則（セキュリティ評価で明確にした目的、方法、範囲・種類、規模などを超えないこと）

5. ネットワークプラットフォームサービス提供者の義務

- ・ ネットワークプラットフォームに接続されているサードパーティの製品・サービス提供者のネットワークデータに対するセキュリティ保護義務と、それら製品・サービス提供者に対するセキュリティ管理強化の督促義務（注：なお、アプリケーションをプリインストールしたスマート端末機器などの生産者に対しても同様の義務を負うとされている）
- ・ 大規模ネットワークプラットフォームサービス提供者による毎年の個人情報保護における社会的責任に関する報告書の発行義務

■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

https://www.gov.cn/zhengce/content/202409/content_6977766.htm

〔 政策 〕

【労働】

○「中国共産党中央委員会、国務院の就業優先戦略の実施による質の高い完全就業を促進することに関する意見」（2024 年 9 月 15 日発布・実施）

経済の低迷により失業者が増大する中で、党・政府による就業促進の取り組みに関する指針を示した最高レベルの文書。

■この文書では、冒頭の「一般的要件」で、「就業優先戦略の強化によって就業促進をけん引し、構造的な就業の矛盾の解決に注力し、就業体制メカニズム改革を深化させ、大規模な失業のリスク防止をボトムラインとし、就業の質の効果的な改善と量の合理的な増加を促進する」と述べられている。

具体的な指針は、①経済・社会発展と就業促進の協調連携、②構造的な就業の矛盾の解決への注力、③若年層といった重点層に対する就業支援体制の改善、④的確かつ効率的な公共就業サービスシステムの整備、⑤労働者の就業に関する権利・利益の保証レベルの向上、⑥質の高い完全就業促進についての努力の集結といった 6 分野について、24 項目が挙げられている。このうち①と②の主な内容は、以下の通り。

① 経済・社会発展と就業促進の協調連携

- ・ 質の高い就業を経済・社会発展の優先目標とし、国民経済・社会発展計画に組み入れ、財政、金融、産業、物価、就業などの政策の協調を推進する。
- ・ 政府の重大政策の策定、重大プロジェクトの確定、重大生産力の配置に当たり、雇用創出と失業リスク評価を同時に実施する。
- ・ 雇用創出力の高い産業と企業の発展を支援し、雇用のモデル効果の高い事業主体に対し、同等の条件下で優先的に建設用地計画を確保し、雇用支援サービスを提供する。

② 構造的な就業の矛盾の解決への注力

- ・ 教育と人材需要のマッチングを図り、科学・工学・農学・医学系専攻への入学者を拡大し、就業の質が低い専攻に対してはレッドカード・イエローカード制を実施する。
- ・ 生涯にわたる職業技能訓練制度を確立する。
- ・ 技能人材の拡大を図るため、国家資格を改善し、職業資格、職業技能等級に対応する専門職名と学歴を双方向で比較・認定する「学歴証書+複数の職業技能証書」制度を実施する。

また、⑥では、特に地方の県レベル以上の党・政府指導層に対する業績評価について、就業に対する取り組みを主要な内容とする、とされている。

■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

https://www.gov.cn/zhengce/202409/content_6976469.htm

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>

人民元レポート

米大統領選を前に守りを固める当局

三菱 UFJ 銀行
グローバルマーケットリサーチ
アナリスト 横尾明彦

10 月のレビュー

人民元の対ドル相場は、国慶節休暇明けの 8 日に 7.05 台で取引を開始した。月初から米利下げ期待の後退や、中東情勢の緊迫化を受けてドル高地合いとなり、人民元は段階的に水準を切り下げた。14 日には、9 月の消費者物価指数（CPI）や貿易統計が市場予想を下回ったうえ、ウォラーFRB 理事が利下げペースを慎重に検討する必要があるとの見解を示したこともあり、ドル高人民元安が加速。15 日には 7.12 台まで下落した。18 日発表の第 3 四半期実質 GDP 成長率など主要経済指標が僅かに市場予想を上回ったことで、一旦は 7.10 台まで反発するも、21 日に人民銀が最優遇貸出金利（LPR）を引き下げると再び下落に転じた。もっとも、国有銀行によるドル売り、人民元買いが報じられるなか、7.14 台では底堅く推移。29 日発表の米求人異動調査を受けてドル安となり、31 日発表の国家統計局版製造業 PMI が景況感の境目である 50 を超えて改善を示したこともあって、本稿執筆時点では 7.12 台で推移する（第 1 図）。対円相場は 21.0 台で取引開始。2 日の石破首相の利上げ牽制発言を契機に円売りが進み、月半ばにかけて 21.1 台後半まで下落した。16 日には 20.9 台後半に反落するも、28 日には 7 月後半以来となる高値 21.5 台まで上昇幅を拡大。31 日に日銀が政策金利の据え置きを決定したのち、本稿執筆時点では 21.4 台後半で推移する（第 2 図）。

【第 1 図：人民元対ドル相場（10 月 31 日 12 時時点）】



（資料）Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【第 2 図：人民元対円相場（10 月 31 日 12 時時点）】

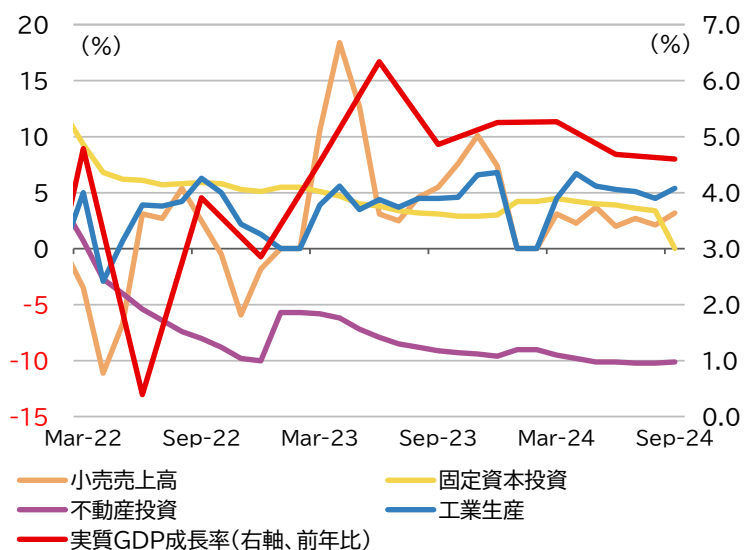


(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

国慶節休暇後も、景気の弱さが示された

10 月初の国慶節休暇における旅行関連支出は前年比+5.9%と、コロナ禍前 2019 年の同時期の同+7.9%と比べて伸び悩んだ。特に、失業率の高い若年層が支出に慎重な姿勢を崩さなかった模様だ。また、第 3 四半期実質 GDP 成長率は前年比+4.6%と、前期の同+4.7%から伸びが鈍化した。9 月の月次統計では、工業生産や小売売上高の伸びが加速した一方で、不動産投資は前年比▲10.1%と、マイナスが続く（第 3 図）。年初来の実質 GDP 成長率は前年比+4.8%であり、一応は「5%前後」の成長率目標達成が視野に入ったと言えるものの、9 月は輸出の伸び悩みも加わり、景気対策の拡充が待たれる状況に変わりはない。

【第 3 図：実質 GDP 成長率と月次主要経済指標（前年比）】

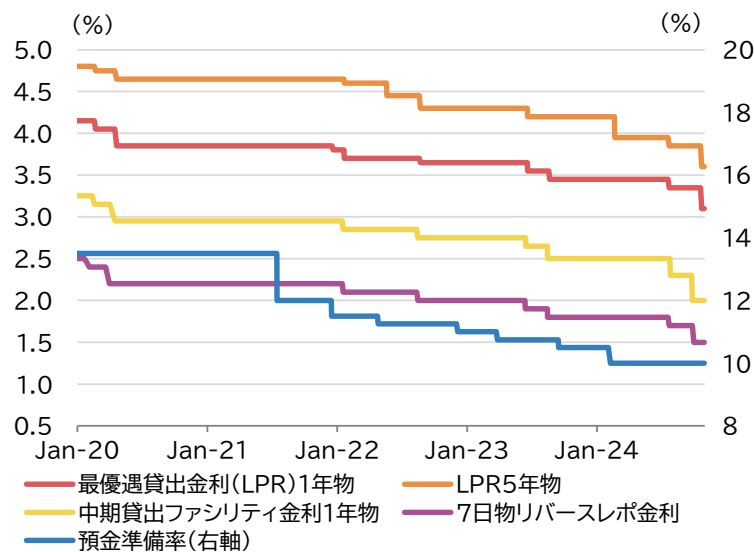


(資料) 中国国家统计局より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

景気対策に関するアナウンス、効果は限定的

このようななか、政府各部門は、10月8日に国家発展改革委員会、12日に財政部、17日には住宅・都市農村建設部と人民銀が、次々に景気対策に関する情報発信を行ってきた。18日のGDP発表後には、潘功勝人民銀総裁が利下げに言及し、その後、実際に1年物、5年物のLPRをそれぞれ3.10%、3.60%に引き下げている（第4図）。また潘総裁は、預金準備率の引き下げも検討しているとした。相次ぐ景気対策のアナウンスに反応し、株価は下げ止まっているものの、具体的な財政出動の規模や実施時期が明示されておらず、景気回復の見通しは立ちにくい。米大統領選に際しては、トランプ氏が、16日にも大幅な対中関税強化に言及したことで、人民元売りが加速している。

【第4図：諸政策金利と預金準備率】



(資料) 中国人民銀行より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

財政出動は外部環境悪化への対応策として温存か

地方政府の債務膨張のリスクを高めかねない財政出動には慎重な姿勢だった中央政府も、成長率が低下し、目標未達となるリスクに警戒を続けている模様だ。特に目先は、米大統領選挙の結果により、経済に不測の事態が生じた場合の切り札を温存しておきたい意向が滲む。この点、財政部高官は「11月4～8日の全人代常務委員会にて、追加の国債発行が審議される可能性がある」と発言。その規模は、最大で名目GDPの8%に相当する10兆元（約1.4兆ドル）に上ると報じられている。ちょうど米大統領選挙の投開票が行われるタイミングであり、「新大統領」が厳しい対中政策を発表して輸出の伸びに急ブレーキがかかるような事態が明白になったとしても、ただちに大規模な財政出動によって内需拡大を図る余地があると示したと言えそうだ。

来月のポイント：トランプ候補勝利ならば、人民元安が加速か

その米大統領選挙は、トランプ氏、ハリス氏はともに中国に厳しい姿勢を示している。ただ、通商政策に関しては、対中輸入品全体に 60% の関税を賦課すると公言するトランプ氏の方が圧倒的にタカ派であり、同氏が勝利した場合には人民元売りが加速する可能性がある。実際、前回のトランプ政権下、2018 年 7 月から 9 月には、段階的な対中関税賦課が実施されているが、同 3 月末から 10 月末にかけて人民元の対ドル相場は 10% 以上も下落した（第 5 図）。今回、対米輸出品すべてに 60% の関税が賦課されるとなれば、対米貿易への影響は、当時の比ではないだろう。人民元相場への下落圧力も、当時以上のものとなる可能性がある。ただし、仮にトランプ氏が勝利となっても、新政権発足後、実際に選挙戦中に言及した規模で対中関税が賦課されるかは不透明だ。また、されるとしても時間を要するだろう。一方、人民元相場の安定を強調している人民銀は毎営業日の対ドル基準値設定や国有銀行による人民元買いなど、多様な通貨政策ツールを有しており、まずは年初来安値の 7.27 台を目途に抑制を図ると考えられる（第 6 図）。それ以上の人民元安が進行する場合は、人民元の基準値設定に際して反循環要素を導入するなど、2022 年以降のドル高局面でみられた通貨安対策を強化すると予想する。よって、大統領選挙そのものへの反応が 10% の人民元安になるとは考えていない。

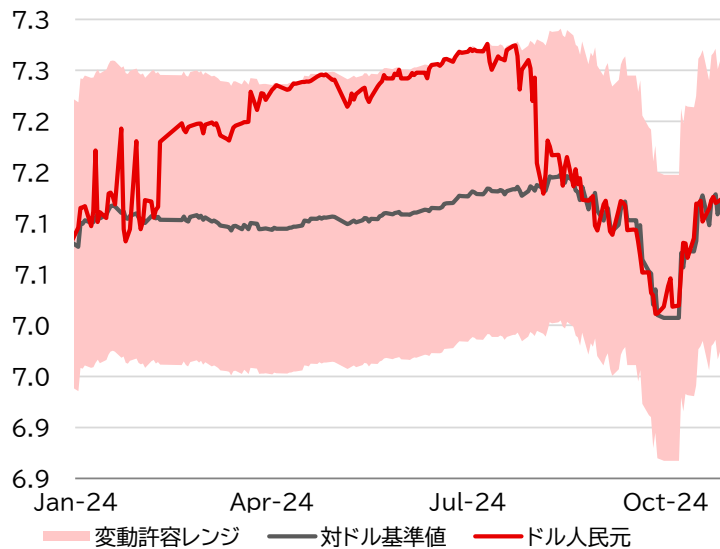
また、大統領選挙に伴う相場変動が一巡した後は、米国の段階的な利下げによって中米金利差が中国優位の形で縮小し、緩やかな人民元高地合いに向かうと予想している。もちろん、大統領選は接戦で、あと 1 週間をきった本稿執筆時点でも結果が読めない。新大統領の対中政策に関する姿勢や、それを受けた中国当局の動向を注視し、適宜予想を見直すこととしたい。

【第 5 図：対中関税賦課時の人民元の対ドル相場】



(資料) Refinitiv、CFETS より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【第 6 図：人民銀による対ドル基準値設定と実勢相場】



(資料) 中国人民銀行、Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【予想レンジ】

	24 年 11 月～12 月	25 年 1 月～3 月	4 月～6 月	7 月～9 月
USD/CNY	6.800～7.270	6.700～7.150	6.650～7.100	6.600～7.050
CNY/JPY	20.5～22.5	20.3～22.3	20.2～22.2	20.1～22.1

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2024 年 10 月 31 日脱稿)

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ

アナリスト 横尾明彦

Tel: 050-3842-8809 E-mail: akihiko_yokoo@mufg.jp

主要経済指標

主要経済指標の推移

三菱 UFJ 銀行

トランザクションバンキング部

項 目	単位	2023年				2024年								
		1～3月	1～6月	1～9月	1～12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
国内総生産(GDP)	前年 同期比%	4.5	5.5	5.2	5.2	(1-3月) 5.3			(4-6月) 4.7			(7-9月) 4.6		
固定資産投資*	前年 同期比%	5.1	3.8	3.1	3.0	-	4.2	4.5	4.2	4.0	3.9	3.6	3.4	3.4
第一次産業	前年 同期比%	0.5	0.1	▲ 1.0	▲ 0.1	-	▲ 5.7	1.0	1.9	3.0	3.1	3.3	2.9	2.3
第二次産業	前年 同期比%	8.7	8.9	9.0	9.0	-	11.9	13.4	13.0	12.5	12.6	12.5	12.1	12.3
第三次産業	前年 同期比%	3.6	1.6	0.7	0.4	-	1.2	0.8	0.3	0.0	▲ 0.2	▲ 0.7	▲ 0.8	▲ 0.7
工業生産 (付加価値ベース)**	前年 同月比%	3.0	3.8	4.0	4.6	-	7.0	4.5	6.7	5.6	5.3	5.1	4.5	5.4
社会消費財 小売総額***	前年 同月比%	5.8	8.2	6.8	7.2	-	5.5	3.1	2.3	3.7	2.0	2.7	2.1	3.2
消費者物価上昇率 (CPI)	前年 同月比%	1.3	0.7	0.4	0.2	▲ 0.8	0.7	0.1	0.3	0.3	0.2	0.5	0.6	0.4
工業生産者 出荷価格(PPI)	前年 同月比%	▲ 0.8	▲ 3.0	▲ 3.6	▲ 3.6	▲ 2.5	▲ 2.7	▲ 2.8	▲ 2.5	▲ 1.4	▲ 0.8	▲ 0.8	▲ 1.8	▲ 2.8
輸出***	億ドル	8,218.3	16,634.3	25,203.1	33,800.2	-	5,280.1	2,796.8	2,924.5	3,023.5	3,078.5	3,005.6	3,086.5	3,037.1
	前年 同月比%	0.5	▲ 3.2	▲ 5.7	▲ 4.6	-	7.1	▲ 7.5	1.5	7.6	8.6	7.0	8.7	2.4
輸入***	億ドル	6,171.2	12,547.4	18,898.9	25,568.0	-	4,028.5	2,211.3	2,201.0	2,197.3	2,088.1	2,159.1	2,176.3	2,220.0
	前年 同月比%	▲ 7.1	▲ 6.7	▲ 7.5	▲ 5.5	-	3.5	▲ 1.9	8.4	1.8	▲ 2.3	7.2	0.5	0.3
貿易収支***	億ドル	2,047.1	4,086.9	6,303.0	8,232.2	-	1,251.6	585.5	723.5	826.2	990.5	846.5	910.2	817.1
対内直接投資 (実行ベース)* (注)	億元	4,084.5	7,036.5	9,199.7	11,339.1	1,127.1	2,150.9	3,016.7	3,602.0	4,125.1	4,989.1	5,394.7	5,801.9	6,406.0
	前年 同期比%	4.9	▲ 2.7	▲ 8.4	▲ 8.0	▲ 11.7	▲ 19.9	▲ 26.1	▲ 27.9	▲ 28.2	▲ 29.1	▲ 29.6	▲ 31.5	▲ 30.4
外貨準備高	億ドル	31,839	31,930	31,151	32,380	32,193	32,258	32,457	32,008	32,320	32,224	32,564	32,882	33,164
都市部調査失業率	%	5.5	5.3	5.3	5.2	5.2	5.3	5.2	5.0	5.0	5.0	5.2	5.3	5.1
国内自動車 販売台数	万台	607.6	1,323.9	2,106.9	3,009.4	243.9	158.4	269.4	235.9	241.7	255.2	226.2	245.3	280.9
	前年 同月比%	▲ 6.7	9.8	8.2	12.0	47.9	▲ 19.9	9.9	9.3	1.5	▲ 2.7	▲ 5.2	▲ 5.0	▲ 1.7
購買担当者指数 (PMI)	製造業	-	-	-	-	49.2	49.1	50.8	50.4	49.5	49.5	49.4	49.1	49.8
	非製造業	-	-	-	-	50.7	51.4	53.0	51.2	51.1	50.5	50.2	50.3	50.0

* : 年初からの累計ベース。

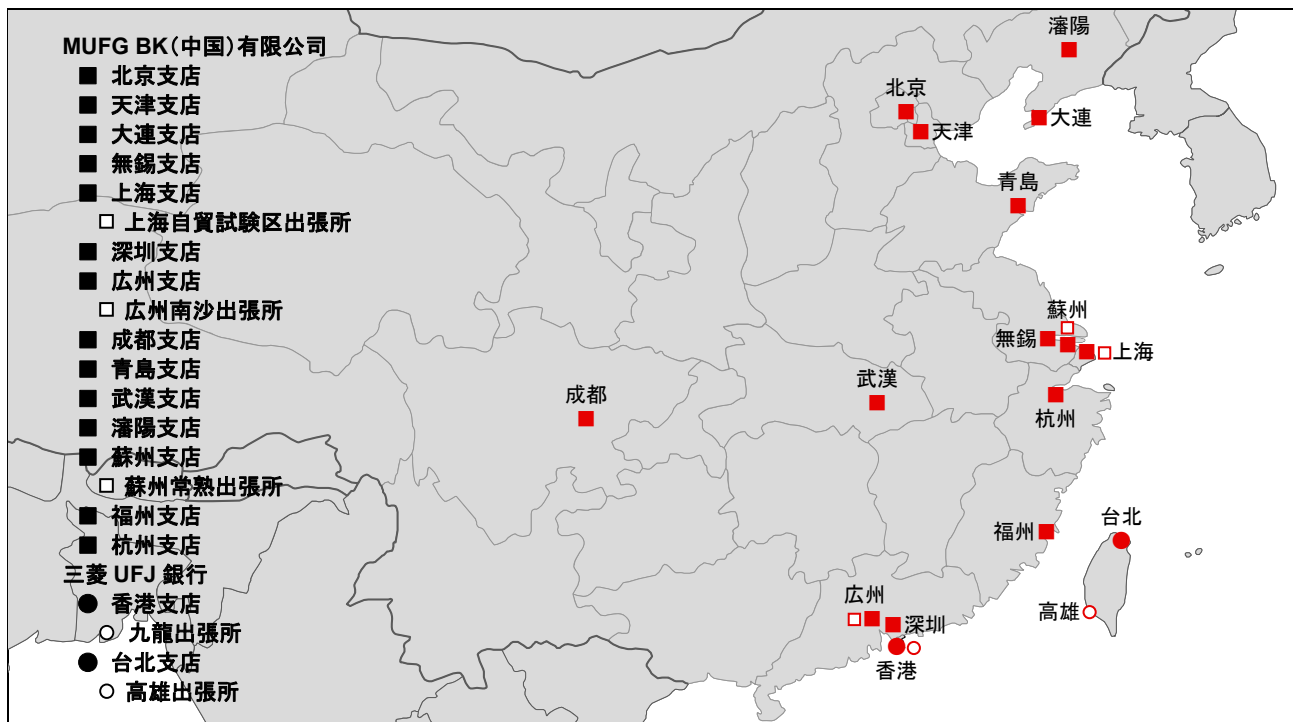
** : 2 月は 1-2 月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額 2,000 万元以上の非国有企業を対象。

*** : 2 月は 1-2 月の累計ベース。

(注) 商務部の 2022/7/29 の発表によると、2022 年 6 月以降は金融業を含む数値となる。但し、2022 年 6 月から 2023 年 5 月までの「前年同期比」は金融業を含まない数値となる。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部作成。

MUFG 中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大厦2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大厦21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 申貿大厦11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666
上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場15階03单元	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広 州 支 店	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688
広州南沙出張所	広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大厦 805、806号	86-20-3909-9088
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大厦15階	86-512-3333-3030
蘇州常熟出張所	江蘇省常熟市常熟高新技术産業開発区東南大道333号科創大厦12階C区、D区	86-512-5151-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大厦5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九 龍 出 張 所	18/F & 19/F, Airside, No.2 Concorde Road, Kai Tak, Kowloon, Hong Kong	852-2823-6666
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階	886-2-2514-0598
高 雄 出 張 所	台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京:050-3612-0891(代表) 大阪:06-6206-8434(代表) 名古屋:052-211-0650(代表)

発行:三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

編集:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。